

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人京都教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

京都教育大学では、役員報酬水準を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて、決定している。

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

学長は役員報酬のうち期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び大学の財務状況等により増減を要する必要があると認める場合は、各役員の担当業務の遂行を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長
理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人京都教育大学役員報酬規程に則り、基本給(学長: 984, 000円、理事: 776, 000円、720, 000円)に地域手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末特別手当についても、国立大学法人京都教育大学役員報酬規程に則り、基本給の月額に地域手当を加算した額と基本給に地域手当を加算した額に100分の20を乗じて得た額及び基本給の月額に100分の25を乗じて得た額を合算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の147. 5、12月に支給する場合には100分の162. 5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、平成26年4月1日適用で、期末特別手当の年間支給率について100分の15の引き上げを実施した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事
(非常勤)

国立大学法人京都教育大学役員報酬規程に則り、非常勤役員手当(月額100, 000円)を支給している。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成26年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|--------------|----------------|--------------|-------------|--|----------|--|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| 法人の長 | 千円 17,511 | 千円 11,630 | 千円 4,717 | 千円 1,163 (地域手当) 0 (通勤手当) | | | ※ |
| A理事 | 千円 13,894 | 千円 9,172 | 千円 3,720 | 千円 917 (地域手当) 85 (通勤手当) | | | |
| B理事 | 千円 13,809 | 千円 9,172 | 千円 3,720 | 千円 917 (地域手当) 0 (通勤手当) | | | |
| C理事 | 千円 13,305 | 千円 8,510 | 千円 3,451 | 千円 851 (地域手当) 0 (通勤手当) 492 (単身赴任手当) | | | ◇ |
| A監事 (非常勤) | 千円 1,200 | 千円 1,200 | 千円 0 | 千円 0 () | | | ※ |
| B監事 (非常勤) | 千円 1,200 | 千円 1,200 | 千円 0 | 千円 0 () | | | |

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:地域手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長
理事

京都教育大学は教員養成を主たる役割とする単科大学として、学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養うとともに、教育専門職に必要な資質、能力を有する人材の養成を行うことを社会的使命としており、実践型教員養成機能への質的転換を図り、学び続ける教員の養成のための改革と機能強化を学長のリーダーシップの下推進している。

そうしたなかで京都教育大学の学長は、職員数約388名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

京都教育大学では、役員の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長及び学長を補佐する理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性や国家公務員指定職の俸給との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事
(非常勤)

監事の報酬は学長及び理事と同様にその職務内容の特殊性や、一般職の職員の給与に関する法律を勘案し決定しており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) 千円 | 法人での在職期間 年 月 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|-------------|---------------|-----------------|-------|-------|----|
| 法人の長 | 該当者なし | | | | |
| 理事 | 該当者なし | | | | |
| 監事 (非常勤) | 該当者なし | | | | |

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|-------------|-------|
| 法人の長 | 該当者なし |
| 理事 | 該当者なし |
| 監事 (非常勤) | 該当者なし |

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

学長は役員報酬のうち期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び大学の財務状況等により増減を要する必要があると認める場合は、各役員を担当業務の遂行を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

法人の運営活動に必要な経費の大部分を、運営費交付金に依拠していることや法人の業務実績及び社会一般の情勢等に適合したものとなるようにするため、人事院勧告等を参考としている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績に応じ、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

国立大学法人京都教育大学教職員給与規程に則り、基本給(本給、本給の調整額、教職調整額)及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、深夜手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+役職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給+地域手当+役職加算額)に勤勉手当の支給実施要項に定める割合を乗じて得た額としている。

なお平成26年度では、平成26年4月1日適用で以下の改正を行った。

①給与表の金額変更 号数によって±0%～+1.9%

②55歳を超える教職員の昇給抑制

55歳(一般職(二)は57歳)を超える教職員について、勤務成績が「特に良好」以上であるのみ昇給、勤務成績が「良好」以下は昇給しない

③平成27年1月1日の昇給に限り、すべての勤務成績で昇給号給数を1号給減

④通勤手当の金額について、交通用具(自動車・自転車等)使用者に係わる引き上げ使用距離によって±0～+7,100円

⑤勤勉手当の年間支給率について0.15月分引き上げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成26年度の年間給与額(平均) | | | |
|----------------------|-----|-------|------------------|-------|-------|-------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 常勤職員 | 315 | 47.3 | 7,797 | 5,758 | 107 | 2,039 |
| 事務・技術 | 68 | 41.5 | 5,789 | 4,302 | 89 | 1,487 |
| 教育職種 (大学教員) | 107 | 53.1 | 9,533 | 6,931 | 136 | 2,602 |
| 技能・労務職種 | 2 | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない |
| 教育職種 (附属高等学校等教員) | 54 | 48.5 | 8,024 | 5,985 | 89 | 2,039 |
| 教育職種 (附属義務教育学校教員) | 83 | 43.7 | 7,161 | 5,365 | 96 | 1,796 |
| その他医療職種 (医療技術職員) | 1 | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない |

| | | | | | | |
|---------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 再任用職員 | 2 | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない |
| 教育職種 (附属高等学校等教員) | 1 | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない |
| その他医療職種 (看護師) | 1 | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない | 記載しない |

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:区分の「在外職員」、「任期付き職員」、「非常勤職員」については、該当者がいないので省略した。

注3:職種の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないので省略した。

注4:「技能・労務職種」とは、調理師である。

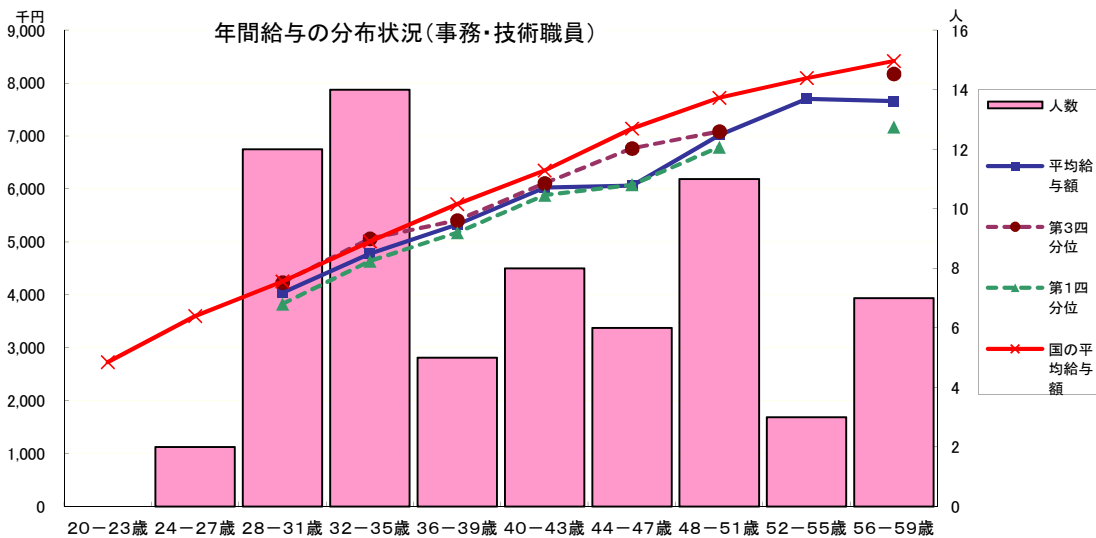
注5:「教育職種(附属高等学校等教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注6:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注7:「その他医療職種(医療技術職員)」とは栄養士である。

注8:常勤職員の技術・労務職種、その他医療職種及び再任用職員については、各区分の該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

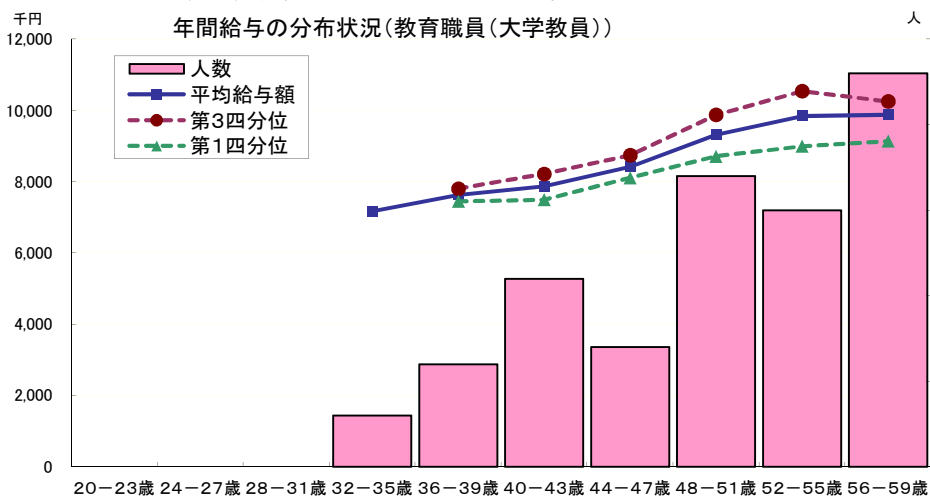
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢24歳～27歳の該当者は2人であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額については表示していない。

注3:年齢52歳～55歳の該当者は3人であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢32歳～35歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|----|-------|-------|-------------|
| | | | 平均 | (最高～最低) |
| 事務局次長 | 1 | 記載しない | 記載しない | 記載しない |
| 課長 | 4 | 55.5 | 8,185 | 記載しない |
| グループリーダー | 14 | 52.4 | 6,942 | 7,276～6,671 |
| 主査 | 20 | 43.6 | 6,094 | 7,534～4,859 |
| 主任 | 14 | 34.2 | 4,804 | 5,179～4,167 |
| スタッフ | 15 | 30.6 | 3,971 | 4,481～3,432 |

注1: 本学では平成18年8月1日から、グループ制を導入し、「グループリーダー」は課長補佐相当、「主査」は係長相当、「スタッフ」は係員相当である。

注2: 本学では平成27年4月1日から「事務局次長」(部長相当)を導入した。

注3: 事務局次長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

注4: 課長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、最高額～最低額は表示していない。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|----|------|--------|--------------|
| | | | 平均 | (最高～最低) |
| 教授 | 61 | 58.1 | 10,242 | 12,565～8,945 |
| 准教授 | 46 | 46.3 | 8,277 | 9,260～6,568 |

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % | % | % |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 63.8 | 62.8 | 63.3 |
| | 最高～最低 | 38.4～34.5 | 39.4～36.3 | 37.7～35.5 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % | % | % |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 64.1 | 62.2 | 63.1 |
| | 最高～最低 | 35.9 | 37.8 | 36.9 |
| | 最高～最低 | 38.4～32.7 | 39.7～34.8 | 37.7～34.1 |

(教育職員(大学職員))

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % | % | % |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 64.3 | 62.3 | 63.2 |
| | 最高～最低 | 35.7 | 37.7 | 36.8 |
| | 最高～最低 | 38.4～34.7 | 39.7～36.3 | 37.7～35.7 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % | % | % |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 63.8 | 62.4 | 63.1 |
| | 最高～最低 | 36.2 | 37.6 | 36.9 |
| | 最高～最低 | 38.4～33.6 | 39.7～33.8 | 37.7～34.1 |

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 対国家公務員 指数の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 92.5 ・年齢・地域勘案 96.0 ・年齢・学歴勘案 91.2 ・年齢・地域・学歴勘案 95.5 (参考)対他法人 104.8 |
| 国に比べて給与水準が 高くなっている理由 | |
| 給与水準の妥当性の 検証 | <p>(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 74% (国からの財政支出額 3,889,396,000円、支出予算の総額 5,265,301,000円：平成26年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が高いものの累積欠損はない。給与水準については、対国家公務員指数を下回っていることから、適切な水準であると考ええる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p> |
| 講ずる措置 | 今後も全体的な抑制を図りながら適正な給与水準を維持するよう努める。 |

○教育職員(大学教員)

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお平成19年度までは教育職員(大学職員)と国家公務員(平成15年の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である)

(参考)対他法人指数 101.9

4 モデル給与

I, 事務・技術職員

- 23歳(大卒初任給、独身)
月額 191,000円 年間給与2,836,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)
月額 259,000円 年間給与4,995,000円
- 45歳(主査、配偶者・子2人)
月額 328,000円 年間給与6,314,000円

II, 教育職員(大学教員)

- 28歳(博士修了、初任給、独身)
月額 313,000円 年間給与4,645,000円
- 35歳(講師、配偶者・子1人)
月額 421,000円 年間給与6,944,000円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 513,000円 年間給与8,431,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

- 職員の勤務成績に応じ、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

III 総人件費について

| 区 分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 2,948,952 | 千円 2,945,657 | 千円 2,837,275 | 千円 2,750,939 | 千円 2,959,841 | 千円 |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 241,129 | 千円 404,043 | 千円 231,178 | 千円 104,296 | 千円 286,340 | 千円 |
| 非常勤役員等給与 (C) | 千円 351,713 | 千円 361,965 | 千円 370,915 | 千円 380,640 | 千円 393,912 | 千円 |
| 福利厚生費 (D) | 千円 390,091 | 千円 403,191 | 千円 405,974 | 千円 412,090 | 千円 445,437 | 千円 |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 3,931,885 | 千円 4,114,856 | 千円 3,845,342 | 千円 3,647,965 | 千円 4,085,530 | 千円 |

注:「非常勤役員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額

平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく給与規程改正に伴う本給等の削減が平成26年3月で終了し、また平成26年4月1日適用の給与規程改正に伴い、本給額や期末勤勉手当の支給率及び通勤手当の額等の引き上げを行ったため、前年度比7.6%増となった。

②退職手当支給額

今年度は昨年度に比べて在職期間の長い教職員の退職者が多かったため、前年度比174.5%増となった。

(「国家公務員の退職手当の支給引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置を役員については平成25年1月1日、教職員については平成25年2月1日から講じている。)

③非常勤役員等給与

今年度は昨年度に比べて育児休業等の代替となる派遣職員の雇用増加等により、前年度比3.5%増となった。

④福利厚生費

今年度は昨年度に比べて、社会保険料が増加したため、前年度比8.1%増となった。

⑤最広義人件費

給与、報酬等支給総額においては特例等に基づく本給等の削減の終了、給与規程改正に伴う、本給や各種手当額の増加、退職手当支給額においては在職期間の長い退職者数の増加により、前年度比12.0%増となった。

IV その他

特になし